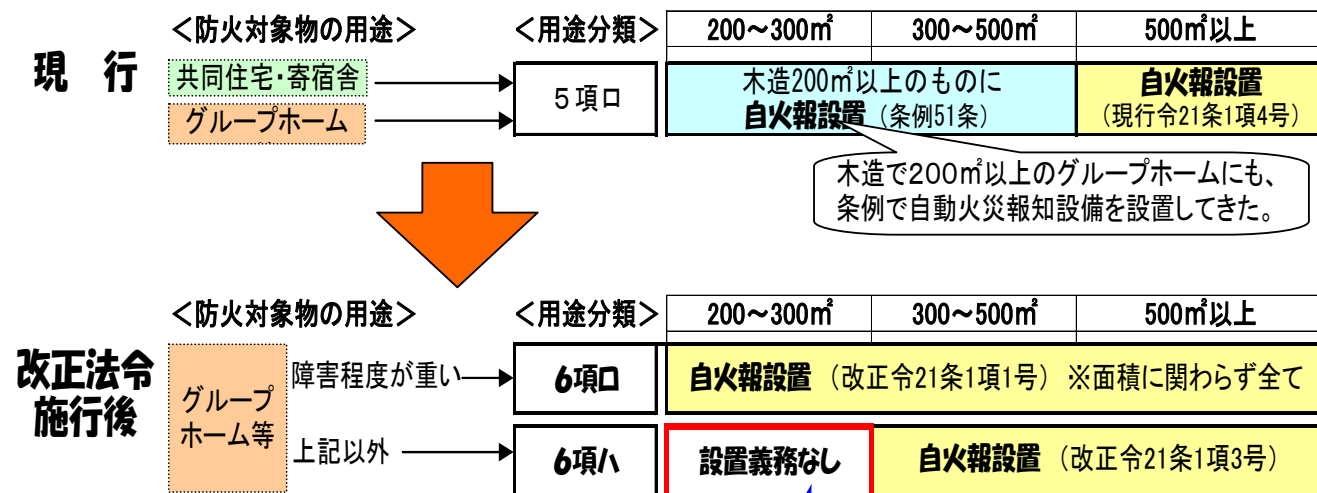


障害者グループホーム等に対する 自動火災報知設備設置基準の一部改正について

これまで本市では、共同住宅や障害者グループホーム等に対して、横浜市火災予防条例で自動火災報知設備の設置基準を強化し、より高い防火安全対策を講じてまいりました。今般、消防法施行令の改正（平成 21 年 4 月 1 日施行予定）により、障害者グループホーム等の用途分類が社会福祉施設として明確化されたことから、法令改正後にも従前同様な防火安全対策を講じていくため、自動火災報知設備の設置基準に関して、横浜市火災予防条例の一部改正を行います。

1 障害者グループホーム等における自動火災報知設備の設置基準について



改正法令施行後、「6項ハ」に該当する障害者グループホーム等については、法令では 300 ㎡以上の「6項ハ」に自動火災報知設備の設置義務があるが、これまで条例により自動火災報知設備の設置対象としていた「木造で 200 ㎡以上 300 ㎡未満」のものについて、自動火災報知設備の設置義務や点検義務がなくなる。

自動火災報知設備が設置されていない場合や設置されていても点検が行われていないため有効に機能しない場合は、火災発生時の安全確保に問題が生じます。

2 横浜市火災予防条例の一部改正(案)の内容

- 「6項ハ」に該当する障害者グループホーム等のうち、木造で 200 ㎡以上のものに関する自動火災報知設備の設置規定を追加します。
また、「6項ハ」の防火対象物のうち、障害者グループホーム等と同様の入所施設で、木造の「児童養護施設」・「児童自立支援施設」（以下、「児童養護施設等」）についても、この規定を適用します。
- 施行日は、改正消防法施行令の施行時期に合わせて平成 21 年 4 月 1 日とします。
なお、既存の施設で新たに自動火災報知設備の設置が必要となるものについては、改正法令に準じて 3 年間の猶予期間を設定します。

3 既存施設への影響

既存の障害者グループホーム等（402施設）や児童養護施設等（9施設）のうち、この条例の対象となるもので、既に設置済みの自動火災報知設備の点検・維持が引き続いて行われることになるものが26施設存在し、新たに自動火災報知設備の設置義務が生じるものが2施設存在します。

条例改正による効果	既存対象数	施設内訳	備考
既に設置済みの自動火災報知設備について、引き続き、点検・報告の義務が課せられるもの	26施設	障害者グループホーム (全て)	従前から5項口の防火対象物として取り扱っており、現行条例で自動火災報知設備の設置対象となっていたもの
新たに自動火災報知設備の設置が必要となるもの(注)	2施設	障害者グループホーム (1施設)	従前は長屋住宅だったものをグループホームとして改造したものであり、5項口の防火対象物ではなかったため、自動火災報知設備の設置対象となっていなかったもの
		児童自立支援施設 (1施設)	従前は6項口の防火対象物として取り扱っており、300㎡未満であったため自動火災報知設備の設置対象となっていなかったもの

(注) 3年間の猶予期間を設ける。

<参考> 既存施設の自動火災報知設備の設置の要否について

① 障害者グループホーム等 [402施設]					② 児童養護施設等 [9施設]			
設置を要しないもの		設置を要するもの			設置を要しないもの		設置を要するもの	
		改正条例	消防法施行令				改正条例	消防法施行令
6項ハ 200㎡未満	6項ハ 木造以外 200~300㎡	6項ハ 木造 200~300㎡	6項ハ 300㎡以上	6項口	6項ハ 200㎡未満	6項ハ 木造以外 200~300㎡	6項ハ 木造 200~300㎡	6項ハ 300㎡以上
169施設	31施設	27施設	79施設	96施設	-	-	1施設	8施設
住宅用火災警報器設置対象					設置済み: 26施設 未設置: 1施設			